平成19年度 公共事業事後評価調書

1 事業の概要

事業名	街路事業 葛野大路(山ノ内工区)	事業所管課	建設局道路建設部道路計画課 建設局道路建設部道路建設課			
事業区間	自:右京区西院笠目町(四条通) 至:右京区山ノ内五反田町(御池通)	延長又は面積	延長 L = 7 9 5 m 幅員W = 2 7 m			
事業概要 (目的・内容等)	本路線は,本市西部地域を南北に貫く幹線道路であり,南区吉祥院の国道171号を起点に 国道9号を経て丸太町通を終点とする延長約4.8kmの都市計画道路である。 本事業の実施により,既に供用されている区間(国道171号~四条通,御池通~太子道通))と接続し,本市西部地域の交通の円滑化が図られるととともに,周辺地域における安全で快適 な道路交通の確保と地域の活性化に大きく寄与するものである。 (供用開始時期) 平成17年3月 用地買収 A=17,400㎡					

2 事業効果の確認

【事業の進捗状況】

都市計画決定	昭和3年	事業採択年度	平成 2 年度	用地着手年度	平成3年度
工事着手年度	計画:平成6年度 実績:平成7年度		計画:平成 8年度 実績:平成16年度	事業期間	計画: 6年 実績:14年
事業費 (計画)	約183億円	事業費 (実績)	約110億円	事業費増減	約73億円
市民1人当たりのコスト (総事業費÷市総人口)				約7,500円	/人

事業実施中に表面化した問題点・再評価時の指摘と対応内容等

事業実施中に表面化した問題点としては,用地境界の確定が難航したことにより,用地面積の確定が遅れたこと等が挙げられるが,鋭意,用地買収に取り組んだ結果,平成15年度に用地買収を完了した。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

・平成5年9月に葛野大路(御池通~太子道通)を供用開始した。 ・平成13年6月に葛野大路(JR東海道本線立体交差 2車線 4車線)を供用開始した。 ・平成13年1月に策定された「京都市基本計画」の「市民のくらしとまちを支える基盤づくり」に、また、同年1月に策定された「右京区基本計画」の「優先的に整備すべき道路」に位置づけられた。 ・平成13年3月に「京都市自動車公害防止計画」が改定され、沿道の自動車騒音の低減を目的に、車道部に排水性舗装(低騒音舗装)を施した。 ・都市部の環境問題や治水問題の関心の高まりから、健全な水循環系の回復を目的に、歩道部に透水性舗装を施した。 ・平成20年3月に本事業区間の近隣において、右京区総合庁舎が移転する予定である。・国道162号の慢性的渋滞が一部解消された。・沿道の土地の有効利用が進みつつある。・パス路線(市バス27号系統)となった。(平成18年3月から)

【上位計画から見た事業の位置づけ】

京都市基	基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果と受益者
大 項 目	小 項 目	事業とこの工位計画	共体的な別末と文画自
安らぎのあるくらし	第3節 市民のくらしとまち		円滑な自動車交通の確保
華やぎのあるまち	を支える基盤づくり	・京都市都市計画マスター プラン(右京区地域別構	自動車騒音の減少
市民との厚い信頼関係 の構築をめざして		想) ・道路の整備に関するプロ グラム	安全・快適な歩行空間の 確保

【事業実施に伴う各種効果等】

	当該事業が該当する評価軸に係る評価指標から見た効果	評価軸に対する該当状況:4/5
事業実施による効果	上記以外の評価指標から見た効果	(数値的に評価が可能なもの) 周辺道路の渋滞が一部解消 国道 1 6 2 号の交通量が減少し,渋滞が一部解消された。 (供用前) 1 5 , 9 4 7 台/12 h (供用後) 1 3 , 6 8 0 台/12 h アクセス所要時間の短縮 市街地中心部へ向かうためのアクセス時間が短縮された。 (天神川御池 四条西小路の各交差点間を測定) *ルート1(三条通経由)(供用前)9.0分→(供用後)7.6分*ルート2(葛野大路経由) 【参考】断面交通量の変化 (三条通~御池通間の断面交通量) 供用前:国道 1 6 2 号,供用後:国道 1 6 2 号 + 葛野大路(供用前)15,947台/12 h (供用後)25,959台/12 h (調査年)供用前:平成16年供用後:平成17年 (数値で測定が困難なもの) ・既成市街地において,避難路,緊急輸送道路及び延焼遮断帯となる広幅員の道路を供用開始したことにより,周辺地域の都市防災性が向上した。 ・また,電線類地中化計画に位置づけ,道路改築工事と併せて電線共同溝を新設することにより,安全で快適な歩行者空間を確保するとともに,災害等でのライフラインの保護に役立つ。
事業実施による環境面からの効果		・歩道部に透水性舗装を施したことにより,雨水の流出抑制につながるとともに,快適で安全性の高い歩行空間の確保が図れた。 ・電線共同溝の新設により,良好な都市景観(無電柱化)の形成が図れた。 ・環境面に配慮し,車道部に排水性舗装(低騒音舗装)を施した。 ・街路樹の設置により,良好な都市景観の形成が図れた。

3 対応方針

今後の事後評価の必要性		本事業により交通混雑の緩和,交通安全の確保及び地域の利便性の向上など,
		道路整備による効果が発現されていることから ,今後の事後評価の必要性はない。
改善措置の必要性		本事業により十分な機能が発揮されており,改善措置の必要性はない。
		事業区間内に一級河川西高瀬川が斜めに横断していることや,御池通,三条通
	車 类 宇 佐 冯	及び四条通の幹線道路と交差する箇所があるため,河川管理者,公安委員会等の
同種事業の 計画・調査の	事業実施過程での苦労	関係機関との協議に時間を要した。
計画・調宜の	点 ,工夫など	また,三条通で路面電車(京福電鉄嵐山本線)と交差していることから,鉄道
業評価の手 法等につい		事業者及び公安委員会等と協議を行い,事業実施による交通量の増加等に対応し
		た軌道部の舗装工法を検討し,本事業と併せて実施した。
7	見直しの必	特に同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はない。
	要性	今後,同種事業を行っていく際には,事業の必要性や有効性について市民の理
		解を得るため,本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。



着工前



完 成

客観的評価指標(街路事業)

【事業の要件】

環境・景観への	車道部に排水性舗装を施し,沿道の自動車騒音の低減を図った。また,歩道部に透水性
配慮事項	舗装を施し,雨水流出抑制対策を講じた。
市民と行政の	事業開始時,用地買収開始時及び工事開始時の各時点において地元説明会を開催し,地
パートナーシップ	元住民に対する情報提供を行った。

【事業の必要性】

	評価項目	評価指標	該当 状況
誰もが安	環境への負担の少な い持続可能なまちを つくる	対象道路の整備により自動車からの CO2 排出量が削減された 現道等における自動車からの NO2 排出量が削減された	
心し		現道等における自動車からの SPM 排出量が削減された	
それを		現道等で騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間につい て,新たに要請限度を下回ることができた	
誰もが安心して暮らせるまちづくり	災害に強く日々のくらしの場を安全にする	近隣市へのルートが1つしかなく,災害による1~2箇所の道路 寸断で孤立化する集落を解消した 対象区間が,府地域防災計画,緊急輸送道路ネットワーク計画又 は地震対策緊急整備事業計画に位置づけがある,又は地震防災緊急事業五ヶ年計画に位置づけのある路線(以下「緊急輸送道路」という)として位置づけあり 緊急輸送道路が通行止になった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を形成した 現道等の防災点検又は震災点検要対策箇所もしくは架替の必要の ある老朽橋梁における通行規制等が解消された 現道等の事前通行規制区間,特殊通行規制区間又は冬期交通障害 区間を解消した 避難路へ 1km 以内で到達できる地区が新たに増加した 幅員 6m 以上の道路がないため消火活動が出来ない地区を解消した 密集市街地における事業で火災時の延焼遮断帯の役割を果たして いる 地震等の災害時に避難地として活用できる	

	評価項目	評価指標	該当 状況
	日常生活における身近な安全や安心を確保する	自転車交通量が 500 台/日以上,自動車交通量が 1,000 台/12h以上,歩行者交通量が 500 人/日以上の全てに該当する区間において,自転車利用空間を整備することにより,当該区間の歩行者・自転車の通行の快適・安全性が向上された交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における特定経路を形成する区間が新たにバリアフリー化された三次医療施設へのアクセスが向上した現道等に死傷事故率が 500 件/億台キロ以上である区間が存する場合において,交通量の減少,歩道の設置又は線形不良区間の解消等により,当該区間の安全性が向上した当該区間の自動車交通量が 1,000 台/12h以上(当該区間が通学路である場合は 500 台/12h以上(当該区間が通学路である場合は 500 台/12h以上の場合において,歩道が無い又は歩行者交通量 500 人/日以上の場合において,歩道が無い又は狭小な区間に歩道が設置された照明灯が設置され夜間の安全性が向上した歩行空間ネットワークの整備地区における整備対象路線である	
	歩いて楽しいまちを つくる	歴史的景観を活かした道路整備や中心商店街のシンボル的な道路整備等,特色あるまちづくりに資する事業である対象区間が電線類地中化5ヶ年計画に位置づけ有り周辺の自然・景観との調和を保っている(地下,半地下構造,修景措置がされている道路等)市街地又は歴史景観地区(歴史的風土特別保存区域及び重要伝統的建造物保存地区)等の幹線道路において新たに無電柱化を達成した歴史的な街並みの破壊等につながらないもしくは歴史的な街並みを創り出した景観となりうる道路構造物である(構造美を有する橋梁等)文化財に対して影響がない(埋蔵文化財調査等が実施済み)	
魅力あふれる	美しいまちをつくる	対象区間に街路樹が設けられた	
活力あふれる	産業連関都市として 独自の産業システム をもつ(中心市街地の 活性化)	都市再生プロジェクトを支援する事業である 市街地再開発,区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり 交通状況の改善等,都心部及び既成市街地の活性化に大きく寄与する 中心市街地内で行う事業である 中心市街地へ至る道路であり,現道もしくは並行する道路の混雑度 が減少した	
れるまちづくり	魅力ある観光を創造する 大学の集積・交流が新たな活力を作み出す	観光地・レクリエーション基地と交通拠点間とのアクセスが向上した 主要観光地間相互の到達時間の短縮に寄与する 既存の大学・学術研究機関等へのアクセスが向上した	
	たな活力を生み出す	大学施設の整備拡充地へのアクセスを支援している	

評価軸	評価項目	評 価 指 標	該当 状況
	個性と魅力あるまちづくり	《開発支援》 連絡道路がない住宅宅地開発(300 戸以上又は 16ha 以上,大都市においては100 戸以上又は5ha 以上)への連絡道路である当該路線が隣接した市役所・区役所間を最短時間で連絡する路線を構成している現道等における交通不能区間を解消した現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消した市役所・区役所へのアクセスが向上した拠点開発プロジェクト,地域連携プロジェクト,大規模イベントを支援する特別立法に基づく事業である新規整備の公共公益施設へ直結する道路である計画の各プロセスにおいて関係する地域住民と情報を共有した	7/70
市民のくらしとまちを支える基盤づくり	多様な都市活動を支える交通基盤づくり	《幹線交通アクセス向上》 鉄道駅周辺へのアクセス利便が図れた(新幹線駅もしくは特急停車駅へのアクセスが向上した) 第一種空港,第二種空港,第三種空港もしくは共用飛行場へのアクセスが向上した 重要港湾もしくは特定重要港湾へのアクセスが向上した農林水産業を主体とする地域において農林水産品の流通の利便性が向上した総重量25tの車両もしくはISO規格背高海上コンテナ輸送車に対応している広域道路整備基本計画に位置づけのある環状道路を形成している地域高規格道路の位置づけがある京都高速道路,第二京阪道路等の広域幹線と連携したアクセス向上につながる《交通混雑の解消》幹線都市計画道路網密度が1.5km/km2以下である市街地内での事業であるDID区域内の都市計画道路整備であり,市街地の都市計画道路網密度が向上した現道等の年間渋滞損失時間(人・時間)が削減された。	
	知恵と創造性を生かし	現道等における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度が改善された 現道又は並行区間等における踏切交通遮断量が10,000台時/日 以上の踏切道の除却もしくは交通改善が行われた 道路の整備に関するプログラム又は都市計画道路整備プログラム に位置づけられている 《公共交通の充実》 当該路線の整備によりバス路線の利便性が向上された 審議会,委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めた 計画段階から市民参加により事業を進めた	